

平成22年4月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(行ウ)第136号 裁決取消請求事件

判 決

横浜市栄区庄戸3丁目25番7号

原 告 比 留 間 哲 生

横浜市栄区桂台西2丁目16番25号

原 告 長 谷 川 誠 二

横浜市栄区公田町774-5-28-4

原 告 柴 田 哲 夫

横浜市栄区庄戸3丁目13番23号

原 告 永 田 親 義

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 千 葉 景 子

処 分 行 政 庁 関東地方整備局事業評価監視委員会

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

- 1 本件訴えにおける請求の趣旨及び請求の原因は、別紙記載のとおりであり、その内容は必ずしも明確ではないものの、同記載に徴すると、原告らは、それぞれ、関東地方整備局事業評価監視委員会が十分な審議をしないまま一般国道468号首都圏中央連絡自動車道（金沢－戸塚）（通称横浜環状南線）の事業（以下「本件事業」という。）を継続する旨の決定（以下「本件決定」という。）をしたことなどを理由に、①行政事件訴訟法3条2項に規定する処分の取消しの訴えとして、同委員会が平成21年11月24日にした本件決定の取消しを求めるととも

に（以下、この訴えを「①の訴え」という。）、②同条6項に規定する義務付けの訴えとして、同委員会に対する本件事業の継続の可否についての厳正公正な再審議の義務付けを求めるもの（以下、この訴えを「②の訴え」という。）と解される。

2 ①の訴えについて

(1) 行政事件訴訟法3条2項に規定する処分の取消しの訴えは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（同条3項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下「行政処分」という。）を対象としてその取消しを求める訴えであり、ここにいう行政処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体（法令に基づきその権限の委託を受けた機関を含む。以下同じ。）が行う法令に基づく行為のうち、公権力の行使としてされる行為であって、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される（最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁，最高裁平成20年（行ヒ）第35号同21年4月17日第二小法廷判決・民集63巻4号638頁参照）。なお、原告らは、最高裁平成4年（オ）第1503号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁等の最高裁判例を引用した上で、上記行政処分の解釈を見直すべきであるとの趣旨とも解し得る主張を繰り広げているが、その主張を踏まえても、上記解釈を見直すべき必要性を認めることはできないし、原告らが引用する最高裁判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。

関東地方整備局事業評価監視委員会については、その権限を定める法令上の規定はもとより、その設置の直接の根拠となる法令上の規定も見当たらないのであって、同委員会の何らかの行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない。加えて、関係記録（特に、裁決書（甲2）、関東地方整備局事業評価監視委員会（平成

21年度第3回)の議事次第(甲22),その議事録(甲23)及び3/17事業評価監視委員会当局議事録(甲24))によれば,同委員会は,関東地方整備局長が,その権限行使をする上で参考とする目的で,学識経験者等から意見を聞くための組織として法令の規定に基づかずに設けたものであり,同委員会の行為は,同委員会が平成21年11月24日にしたと原告らが主張している本件決定を含め,同委員会が同局長に対して述べる意見を形成する行為にすぎないものと認められる。そうすると,本件決定は,せいぜい行政機関の意思形成過程における内部的な行為にとどまるものであって,これによって,直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものといえないことが明らかであるといわざるを得ない。

- (2) 以上によれば,原告らがそれぞれ取消しを求めている本件決定は,行政事件訴訟法3条2項に規定する処分¹の取消しの訴えの対象とはなり得ないものであるから,原告らの①の訴えは,いずれも不適法であって,事柄の性質上その不備を補正することができないことが明らかである(なお,上述したところからすれば,本件決定が行政不服審査法2条1項にいう「処分」に当たらないことも明らかであって,本件決定についての審査請求を却下した国土交通大臣の裁決に違法はない。)

3 ②の訴えについて

- (1) ②の訴えが行政事件訴訟法3条6項に規定する義務付けの訴えとして,同委員会に対する同事業の継続の可否についての厳正公正な再審議の義務付けを求めるものと解されることは,既に説示したとおりである。
- (2) ところで,行政事件訴訟法3条6項に規定する義務付けの訴えは,一定の処分又は裁決を義務付けの対象行為として予定しているところ,この場合の「処分」(同条2項)又は「裁決」(同条3項)とは,「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」(同条2項),すなわち,公権力の主体たる国又は公共団体が行う法令に基づく行為のうち,公権力の行使としてされる行為であって,

その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されることは、既に説示したところから明らかである。

しかるところ、上述したところからすれば、関東地方整備局事業評価監視委員会が本件事業の継続の可否について審議（再審議を含む。以下同じ。）又は決定をすることは、それによって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないことが明らかであるから、②の訴えは、上記の義務付けの訴えが予定している「処分」又は「裁決」に該当しない行為を義務付けの対象とするものといわざるを得ず、不適法である（法令上同委員会が上記の審議等をすべきことを定めた規定も存しない。）。

このように、原告らの②の訴えは、いずれも不適法であって、事柄の性質上その不備を補正することができないことが明らかである。

- 4 以上の次第で、本件訴えは、いずれも不適法であり、その不備を補正することができないから、行政事件訴訟法7条、民訴法140条により、口頭弁論を経ないで、これらを却下することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民訴法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 川 神 裕

裁判官 小 海 隆 則

裁判官 須 賀 康 太 郎